

○個人情報保護委員会告示第 号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第二十七号）第五十一条及び附則第五十四条の規定の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、それに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄に、これに対応するものを掲げてしないものは、これを加える。

改正後	改正前
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編)
目次	目次
[略]	[同左]
第1 はじめに	第1 はじめに
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。 一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度（以下「番号制度」という。）は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。 一方で、番号制度の導入に伴い、国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念が示されてきた。

基準	基準
<p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、<u>これに加えて、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等も定められている。</u></p> <p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。</p> <p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う事業者（個人情報保護法第2条第11項に規定する<u>行政機関等</u>^(注1)を除く。以下「事業者」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>なお、個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人^(注2)は、原則、本ガイドラインが適用されるものの、番号法及び個人情報保護法第125条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（<u>行政機関等編</u>）を参照する必要がある。</p>	<p>個人情報の適正な取扱いという観点からは、個人情報の保護に関する一般法として、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）があり、<u>また、地方公共団体では個人情報の保護に関する条例等において各種保護措置が定められている。</u></p> <p>番号法においては、個人情報保護法に定められる措置の特例として、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めている。</p> <p>本ガイドラインは、個人番号を取り扱う事業者（個人情報保護法第2条第11項に規定する<u>行政機関等、地方公共団体及び同法第2条第10項に規定する地方独立行政法人</u>を除く。以下「事業者」という。）が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。</p> <p>なお、個人情報保護法別表第2に掲げる法人は、番号法及び個人情報保護法第123条によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（<u>行政機関等・地方公共団体等編</u>）を参照する必要がある。</p>

お問い合わせ 窓口	お問い合わせ 窓口
<p>また、個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者は、原則、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）が適用されるものの、当該各号に定める業務^(注3)における番号法及び個人情報保護法第58条第2項によって個人情報保護法が適用される部分の特定個人情報の取扱いについては、本ガイドラインを参照する必要がある。</p> <p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかつた場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかつたことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。</p> <p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p> <p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p> <p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。</p>	<p>本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかつた場合、法令違反と判断される可能性がある。一方、「望ましい」と記述している事項については、これに従わなかつたことをもって直ちに法令違反と判断されることはないが、番号法の趣旨を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。</p> <p>以下、本ガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。</p> <p>「第2 用語の定義等」においては、本ガイドラインで使用する用語の定義等を記載している。</p> <p>「第3 総論」においては、本ガイドラインの位置付け、特定個人情報に関する番号法上の保護措置の概略等について解説している。</p>

各回總	各回編
<p>「第4 各論」においては、各項目に要点を枠囲みにして示すとともに、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。</p> <p>*印は、事業者の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。</p> <p>(注1) 「個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等」とは、次の機関及び法人をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行政機関 ②地方公共団体の機関（議会を除く。） ③独立行政法人等（個人情報保護法別表第2に掲げる法人を除く。） ④地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務（試験研究等）を主たる目的とするもの又は同条第2号（大学等の設置及び管理）若しくは第3号チ（病院事業の経営）に掲げる業務を目的とするものを除く。） <p>(注2) 「個人情報保護法第58条第1項各号に掲げる法人」とは、次の法人をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人情報保護法別表第2に掲げる法人 	<p>「第4 各論」においては、各項目に要点を枠囲みにして示すとともに、番号法上の保護措置及び安全管理措置について解説している。また、実務上の指針及び具体例を記述しているほか、留意すべきルールとなる部分についてはアンダーラインを付している。</p> <p>*印は、事業者の実際の事務に即した具体的な事例を記述したものである。なお、事例の記述は、理解を助けることを目的として典型的な例を示したものであり、全ての事案を網羅することを目的とするものではない。</p> <p>[加える。]</p> <p>[加える。]</p>

改訂後	改訂前
<p>②地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするもの</p> <p>(注3) 「個人情報保護法第58条第2項各号に掲げる者」の「当該各号に定める業務」とは、次のものをいう。</p> <p>①地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務</p> <p>②独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務</p>	<p>[加える。]</p>
第2 [略]	第2 [同左]
第3 総論	第3 総論
第3－1 目的	第3－1 目的
<p>個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法<u>第131条</u>に基づき、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法<u>第131条</u>に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定</p>	<p>個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、個人情報保護法<u>第128条</u>に基づき、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること（個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを含む。）を任務としている。本ガイドラインは、番号法第4条及び個人情報保護法<u>第128条</u>に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定</p>

改 付 案	改 付 案
めるものである。	めるものである。
第3－2 本ガイドラインの適用対象等	第3－2 本ガイドラインの適用対象等
(1) 本ガイドラインの適用対象	(1) 本ガイドラインの適用対象
番号法は、行政機関等（ <u>個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等</u> をいう。以下同じ。）又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者を適用の対象としており、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち事業者を対象とするものである。 なお、事業者のうち金融機関が行う金融業務に関しては、「第4 各論」に相当する部分について、「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を適用するものとする。	番号法は、行政機関等（ <u>行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人</u> をいう。以下同じ。）又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者を適用の対象としており、本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち事業者を対象とするものである。 なお、事業者のうち金融機関が行う金融業務に関しては、「第4 各論」に相当する部分について、「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を適用するものとする。
(2) [略]	(2) [同左]
[第3－3～第3－7 略]	[第3－3～第3－7 同左]
第4 各論	第4 各論
第4－1 特定個人情報の利用制限	第4－1 特定個人情報の利用制限
第4－1－(1) 個人番号の利用制限	第4－1－(1) 個人番号の利用制限
要点 [略] (関係条文)	要点 [同左] (関係条文)

改定後	改定前
[略]	[同左]
1 個人番号の原則的な取扱い	1 個人番号の原則的な取扱い
[略]	[同左]
* [略]	* [同左]
(注) [略]	(注) [同左]
A 個人番号を利用することができる事務の範囲	A 個人番号を利用することができる事務の範囲
a 個人番号利用事務 (番号法第9条第1項から第3項)	a 個人番号利用事務 (番号法第9条第1項から第3項)
個人番号利用事務とは、主として、行政機関等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用することをいう。事業者においては、健康保険組合等の一部の事業者が法令に基づきこの事務を行う。	個人番号利用事務とは、主として、行政機関等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用することをいう。事業者においては、健康保険組合等の一部の事業者が法令に基づきこの事務を行う。
なお、個人番号利用事務の委託を受けた事業者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、行政機関等から委託を受けたときは、委託に関する契約の内容に応じて、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」が適用されることとなる。	なお、個人番号利用事務の委託を受けた事業者は、個人番号利用事務を行うことができる。この場合において、行政機関等から委託を受けたときは、委託に関する契約の内容に応じて、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」が適用されることとなる。
b [略]	b [同左]
B [略]	B [同左]
2 例外的な取扱いができる場合	2 例外的な取扱いができる場合
[略]	[同左]
a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 (番号法	a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 (番号法

沿用	沿用
<p>第9条第5項、第30条第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第3項第1号、番号法施行令^(注)第10条、<u>激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関するデジタル庁令</u>（平成27年内閣府令第74号））</p> <p>[略]</p> <p>（注） [略]</p> <p>b [略]</p>	<p>第9条第5項、第30条第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第3項第1号、番号法施行令^(注)第10条、<u>激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令</u>（平成27年内閣府令第74号））</p> <p>[同左]</p> <p>（注） [同左]</p> <p>b [同左]</p>
第4－1－(2) [略]	第4－1－(2) [同左]
[第4－2・第4－3 略]	[第4－2・第4－3 同左]
第4－4 第三者提供の停止に関する取扱い	第4－4 第三者提供の停止に関する取扱い
<p>要点</p> <p>[略]</p> <p>（関係条文）</p> <p>[略]</p>	<p>要点</p> <p>[同左]</p> <p>（関係条文）</p> <p>[同左]</p>
<p>● 第三者提供の停止（番号法第30条第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第35条第3項及び第4項）</p> <p>[略]</p> <p>※ なお、個人情報保護法第58条により<u>適用されない者はこの限りで</u></p>	<p>● 第三者提供の停止（番号法第30条第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第35条第3項及び第4項）</p> <p>[同左]</p> <p>※ なお、個人情報保護法第58条により<u>適用されない同法別表第2に</u></p>

答	答
はない。	<u>掲げる法人はこの限りではない。</u>
第4－5 [略]	第4－5 [同左]
第4－6 個人情報保護法の主な規定	第4－6 個人情報保護法の主な規定
個人情報取扱事業者（同法第58条第2項の規定により同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる <u>同法第58条第2項各号に掲げる者を含む。</u> ）は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある（番号法第30条第2項により個人情報保護法第18条第3項第3号から第6号まで、第20条第2項及び第27条から第30条までの規定は適用除外）。	個人情報取扱事業者（同法第58条第2項の規定により同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる <u>独立行政法人労働者健康安全機構を含む。</u> ）は、特定個人情報の適正な取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある（番号法第30条第2項により個人情報保護法第18条第3項第3号から第6号まで、第20条第2項及び第27条から第30条までの規定は適用除外）。
なお、個人情報保護法第58条で適用が除外されている規定はこの限りではない。	なお、個人情報保護法第58条で適用が除外されている規定はこの限りではない。
[A～O 略]	[A～O 同左]
第4－7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等	第4－7 個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等
[略]	[同左]
1 [略]	1 [同左]
2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等	2 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等
[略]	[同左]

各回	各回
[A～C 略]	[A～C 同左]
D 情報提供等の記録の取扱い (番号法第31条第3項)	D 情報提供等の記録の取扱い (番号法第31条第3項)
[略]	[同左]
[a～e 略]	[a～e 同左]
f 安全確保の措置 (番号法第31条第3項により準用される個人情報保護法第66条第1項 (同条第2項 (第1号及び <u>第5号</u> (同項第1号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。)において準用する場合も含む。))	f 安全確保の措置 (番号法第31条第3項により準用される個人情報保護法第66条第1項 (同条第2項 (第1号及び <u>第4号</u> (同項第1号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。)において準用する場合も含む。))
[略]	[同左]
g [略]	g [同左]
h 開示 情報提供等の記録の開示については、個人情報保護法第76条から第84条まで、第86条、第87条、 <u>第89条第4項から第6項</u> までが準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法第31条第3項によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。	h 開示 情報提供等の記録の開示については、個人情報保護法第76条から第84条まで、第86条、第87条、 <u>第89条第3項から第5項</u> までが準用される。なお、次に掲げる事項については、番号法第31条第3項によって読み替えて準用されるため留意する必要がある。
① [略]	① [同左]

改訂後	改訂前
<p>② 開示の手数料（番号法第31条第3項により読み替えて準用される個人情報保護法第89条<u>第4項</u>） [略]</p> <p>i 訂正等 [略]</p> <p>① 情報提供等の記録の提供先への通知（番号法第31条第3項により読み替えて準用される個人情報保護法第97条） 情報提供等の記録の訂正等が行われた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は<u>条例事務関係情報照会者</u>若しくは<u>条例事務関係情報提供者</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p>	<p>② 開示の手数料（番号法第31条第3項により読み替えて準用される個人情報保護法第89条<u>第3項</u>） [同左]</p> <p>i 訂正等 [同左]</p> <p>① 情報提供等の記録の提供先への通知（番号法第31条第3項により読み替えて準用される個人情報保護法第97条） 情報提供等の記録の訂正等が行われた場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は<u>条例事務関係情報照会者</u>に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p>
<p>j 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（番号法第31条第3項により準用される個人情報保護法<u>第127条</u>） [略]</p> <p>（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) [略]</p>	<p>j 開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（番号法第31条第3項により準用される個人情報保護法<u>第125条</u>） [同左]</p> <p>（別添1）特定個人情報に関する安全管理措置 (事業者編) [同左]</p>

<p>添付</p> <p>(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等 (事業者編)</p> <p>[略]</p> <p>(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン 目次</p> <p>[略]</p> <p>※ [略] <参考> [略]</p> <p>別冊の位置付け [略]</p> <p>1 特定個人情報の利用制限 1-(1) 個人番号の利用制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">要点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(関係条文)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1 [略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 例外的な取扱いができる場合</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 (番号法)</td> </tr> </table>	要点	[略]	(関係条文)	[略]	1 [略]	2 例外的な取扱いができる場合	[略]	a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 (番号法)	<p>添付</p> <p>(別添2) 特定個人情報の漏えい等に関する報告等 (事業者編)</p> <p>[同左]</p> <p>(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関する ガイドライン 目次</p> <p>[同左]</p> <p>※ [同左] <参考> [同左]</p> <p>別冊の位置付け [同左]</p> <p>1 特定個人情報の利用制限 1-(1) 個人番号の利用制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">要点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">[同左]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(関係条文)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">[同左]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">1 [同左]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 例外的な取扱いができる場合</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">[同左]</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 (番号法)</td> </tr> </table>	要点	[同左]	(関係条文)	[同左]	1 [同左]	2 例外的な取扱いができる場合	[同左]	a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 (番号法)
要点																	
[略]																	
(関係条文)																	
[略]																	
1 [略]																	
2 例外的な取扱いができる場合																	
[略]																	
a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 (番号法)																	
要点																	
[同左]																	
(関係条文)																	
[同左]																	
1 [同左]																	
2 例外的な取扱いができる場合																	
[同左]																	
a 金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合 (番号法)																	

沿用	沿用
<p>第9条第5項、第30条第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第3項第1号、番号法施行令^(注)第10条、<u>激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関するデジタル庁令</u>（平成27年内閣府令第74号））</p> <p>①銀行等の預金等取扱金融機関、②証券会社、③生命保険会社、④損害保険会社、⑤生命保険会社又は損害保険会社と同様の業務を行う共済団体は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害が発生したとき、又は「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第63条第1項その他<u>デジタル庁令</u>で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限、禁止され、若しくは当該区域からの退去を命ぜられたときに、支払調書の作成等の個人番号関係事務を処理する目的で保有している個人番号について、顧客に対する金銭の支払を行うという別の目的のために、顧客の預金情報等の検索に利用することができる。</p> <p>（注） [略]</p> <p>b [略]</p> <p>1-(2) [略]</p> <p>[2~5 略]</p>	<p>第9条第5項、第30条第2項により読み替えて適用される個人情報保護法第18条第3項第1号、番号法施行令^(注)第10条、<u>激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令</u>（平成27年内閣府令第74号））</p> <p>①銀行等の預金等取扱金融機関、②証券会社、③生命保険会社、④損害保険会社、⑤生命保険会社又は損害保険会社と同様の業務を行う共済団体は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害が発生したとき、又は「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第63条第1項その他<u>内閣府令</u>で定める法令の規定により一定の区域への立入りを制限、禁止され、若しくは当該区域からの退去を命ぜられたときに、支払調書の作成等の個人番号関係事務を処理する目的で保有している個人番号について、顧客に対する金銭の支払を行うという別の目的のために、顧客の預金情報等の検索に利用することができる。</p> <p>（注） [同左]</p> <p>b [同左]</p> <p>1-(2) [同左]</p> <p>[2~5 同左]</p>

改正後	改正前
<p>6 個人情報保護法の主な規定</p> <p>個人情報取扱事業者（同法第58条第2項の規定により同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる<u>同法第58条第2項各号に掲げる者を含む</u>。）は、特定個人情報の取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある（番号法第30条第2項により個人情報保護法第18条第3項第3号から第6号、第20条第2項及び第27条から第30条までの規定は適用除外）。</p> <p>なお、個人情報保護法第58条で適用が除外されている規定はこの限りではない。</p> <p>[A～O 略]</p> <p>備考 表中の〔 〕の記載は注記である。</p>	<p>6 個人情報保護法の主な規定</p> <p>個人情報取扱事業者（同法第58条第2項の規定により同法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者とみなされる<u>独立行政法人労働者健康安全機構を含む</u>。）は、特定個人情報の取扱いについて、次のとおり個人情報保護法の適用を受けるので留意する必要がある（番号法第30条第2項により個人情報保護法第18条第3項第3号から第6号、第20条第2項及び第27条から第30条までの規定は適用除外）。</p> <p>なお、個人情報保護法第58条で適用が除外されている規定はこの限りではない。</p> <p>[A～O 同左]</p>

附 則

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十一条及び附則第五十四条の規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。